



様式第5号(第19条関係)

守谷発第 5007 号
令和 5 年 3 月 20 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 ダイゼン
代表取締役 前島 聡 様

守谷市長 松丸 修 久



令和5年3月17日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に
より次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	令和 5 年 3 月 23 日 から 令和 7 年 3 月 22 日 まで
取扱一般廃棄物の種類	可燃ごみ・不燃ごみ
営業の区域	守谷市全域
搬入先	常総環境センター 株式会社 アクトリー R&Dセンター
使用許可車両	つくば830え 800 つくば100か8820 つくば100け 141 つくば100う 17
許可の条件 1, この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。 2, この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却 しなければならない。 3, 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは この許可を取り消すことがある。	